

いじめ防止基本方針



「いじめは“今日”対応が原則」

令和4年4月1日

宮崎県立門川高等学校

はじめに

いじめは、どの子にでも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの防止等のための対応に係る基本方針となる事項を定める。

いじめは、生徒の健全な成長に影響を及ぼし、また、生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、それはまさに人権に係わる重大な問題である。このことに対して、全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめをしない、許さない生徒の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを基本に、教職員自身が生徒一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな成長を支援する指導の徹底が重要となる。また、全教職員がいじめ問題について高い意識を持ち、積極的に組織的な取り組みを行っていく必要がある。新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業を終え、ようやく学校が再開された。学校再開後の生徒の変化を見逃さないための方策を推進し早期発見に努めていくことが重要である。

そして、生徒を見守る体制を構築するため、学校と警察を始めとする関係機関等との連携を強化するとともに、生徒が自分や友人の安全に関する不安や懸念があったら、周囲の相談できる大人に相談できるようPTA等とも連携を進める。

本校では、「自信と誇りを持ち、しなやかで逞しい人間力を備えた『人財』の育成」の教育目標と「生徒の潜在能力を信じ引き出す」の教育理念の下、教育活動に邁進している。そこには、いじめは重大な人権侵害であるという認識のもとに、「いじめをしない・させない・許さない」という強い姿勢で日々の教育活動に取り組んでいる。

このことを踏まえ、また、「いじめ防止対策推進法」及び「宮崎県いじめ防止基本方針」を受けて、ここに本校におけるいじめ防止基本方針を定める。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方・・・・・・・・・・ 2
 - (1) いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (3) いじめに対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (4) 家庭との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (5) 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のための組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 いじめの防止等に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) いじめの防止及び早期発見に向けた取組・・・・・・・・・・ 4
 - (2) いじめに対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (3) インターネット上のいじめへの対応・・・・・・・・・・ 7
- 3 その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 組織的な指導体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 校内研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (3) 校務の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実・・・・ 8
 - (5) 生徒会活動の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (6) 地域や家庭との連携について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (7) 関係機関との連携について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し・・・・・・・・・・ 9

第4 いじめや性被害に関して悩んでいる、話を聞いてほしい時の相談窓口一覧

【参考】別紙1～4

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。

エ ひどくぶつられたり、たたかれたり、蹴られたりする。

オ 金品をたかられる。

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンや携帯電話（SNSなど）で悪口（誹謗中傷）や嫌なことをされる。

ケ 性的いやがらせや不必要に身体にふれる、人権を侵害する性的な言動をされる。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを訴えやすい体制を整え、いじめを受けている生徒を組織的にしっかり守る。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 「インターネット上のいじめ」の早期把握や解明に努めるため、情報モラル教育の推進を図る。
- 自分の存在そのものを価値あるものとして認め、「命の大切さ」を実感させるために自然や社会や人と豊かに関わる体験活動などを推進する。
- L G B T（トランスジェンダー）の生徒に対して、寄り添う姿勢や基本的人権より規範意識の推進に努める。
- 本校からのいじめの一掃を目指す。

（1） いじめの防止

- ア 全ての生徒を対象に、「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図り、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組み、いじめの未然防止に努める。
- イ 生徒が心を通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ウ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

（2） いじめの早期発見

- ア いじめ問題の早期発見・早期対応の重要なポイントは、日頃から、生徒の言動に留意することで何らかのいじめのサイン（表情、声、出席状況、不自然な怪我等）を見逃すことなく発見し、いじめを積極的に認知し、早期の対応に努める。
- イ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ウ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、教職員間の情報共有に努めながらいじめの実態把握に努める。

- エ 生徒からの相談において、当該生徒にとっては多大な勇気を有するものであることを教職員は理解し、迅速に対応することを徹底する。
- オ 生徒からの相談や聴き取りについては、生徒が希望する教職員やスクールカウンセラー等に対応できる体制の構築に努める。
- カ 教職員によるいじめの早期発見の取組と併せて、生徒が自らいじめ問題について考え、未然防止に取り組むことも大切だという考えから、「生徒が主体となったいじめ防止の取組」を推進する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図り、いじめ防止対策委員会（生徒指導主事等）に迅速に報告する。
- イ いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に対応にあたる。
- ウ いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応し、被害生徒を守り通す。
- エ 被害生徒に対しての苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという決意を被害生徒に示し、組織的かつ継続的な支援を行う。また、被害生徒の保護者に対して迅速な対応を図り、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるように誠意ある対応を心掛け、説明責任を負う。
- オ 「いじめは決して許されないこと」「互いを認め合いながらいじめ問題を解決すること」等を加害生徒、聴衆、傍観者に対しても指導を行う。
- カ 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で必要な指導や支援を組織的かつ継続的に行う。また、加害生徒の保護者に対して迅速な対応を図り、説明責任を負うとともに当該生徒の指導を充実させるための協力・連携を依頼する。
- キ いじめの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携で取り組む。なお、その対応については、被害生徒・加害生徒及びその保護者との関係を配慮する。
- ク 教職員は、本校のいじめ防止基本方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- ケ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
 - ① いじめに係る被害が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校長またはいじめ防止対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定する。
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- コ 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめ被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

(4) 家庭との連携

- ア 生徒を見守り、健やかな成長を促すため、PTA総会や年次毎のPTA集会等で教職員と保護者の連携（コミュニケーション）を積極的に図り、生徒の情報共有を図る。

イ 本校いじめ防止基本方針をPTA総会等で説明し、いじめの問題について共通理解を図る。

ウ いじめアンケートや学校生活に関するアンケート等の記録、日頃の学校生活や家庭での様子等の実態把握をおこない、いじめの早期発見に努める。

(5) 関係機関との連携

ア 生徒本人及びその保護者からスクールカウンセラー等の相談の申し出があれば、生徒本人にとっての最善の方策をいじめ防止対策委員会で迅速に対応する。

イ いじめ防止対策委員会等でスクールカウンセラー等の活用が必要と認めた生徒に対して、当該生徒の担任もしくは教育相談担当職員が迅速に生徒本人及びその保護者と対応を図る。

ウ いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察や児童相談所等との連携を図る。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

また、生徒の意見を積極的に取り入れていく工夫をする。

【構成員】

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、年次主任
その他（関係担任、関係系列（学科）主任）

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定
- 学校いじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルの作成と実施状況の確認

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止及び早期発見に向けた取組 ※別紙1参照

ア 生徒が主体となった活動

① 年次での活動

- 望ましい人間関係づくりのために、年間を通じて以下の活動を行う。
 - ・定期的な年次集会の実施
 - ・ホームルームでの話合い活動の実施
 - ・PTA集会の実施（保護者との連携）

② 特別活動（生徒会、部活動）

- 生徒同士で学び合う機会を設定し、健やかな心身の育成に結びつく活動を行う。
 - ・生徒会による学校行事の企画・運営
 - ・特別活動等における生徒同士の相談活動の推進
 - ・ボランティア活動の推進
 - ・ピア・サポート活動の実践

イ 職員が主体となった活動

① 教育相談

- 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努め、生徒に寄り沿った相談体制づくりを行う。
 - ・家庭訪問（三者面談）実施
 - ・定期的な教育相談週間（二者面談）の実施
 - ・定例のいじめ防止対策委員会の実施（情報の共有）
 - ・生徒の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙 2、3 参照
 - ・いじめ相談窓口の周知
周知方法：各クラスでの説明、校内掲示、P T A 総会時に説明
窓 口：教育相談室
受付方法：教育相談室に来室し、教育相談担当職員に相談する
※担任や生徒自らが相談できる先生でもよい
そ の 他：保護者の相談も可（電話での相談も可）
 - ・過去のいじめ事例の蓄積

② 調査

- 早期発見に向けて定期的な調査を行う。
 - ・生徒理解のための調査
 - ・学校独自のいじめアンケート調査の実施
年 3 回の実施（無記名式）
アンケート結果をいじめ防止対策委員会で協議・検討し、年次・系列と連携を図る
 - ・県下一斉のアンケートの実施（携帯電話によるいじめも含む）
 - ・学校生活アンケート（年 2 回）

③ 職員会議・職員研修

- 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む教育活動を行う。
 - ・研究授業の実施
 - ・生徒理解及びいじめ根絶に向けた研修会の実施（教職員の情報共有）
 - ・進級時の情報の確実な引き継ぎ

④ その他

- 保護者及び地域、関係機関との連携を図った活動を行う。
 - ・いじめ防止対策方針の説明と周知
 - ・外部講師による講演会の実施
 - ・P T A 合同の登校指導の実施
 - ・生徒の成長に繋げる各種教室の実施
 - ・24 時間子供 S O S ダイアル、子どもの人権 1 1 0 番等の通知の案内

(2) いじめに対する措置

※別紙 4 参照

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- いじめを発見し又は通報を受けた職員は、いじめの事実について生徒指導主事（いじめ防止対策委員会を構成するいずれかの職員）及び管理職に速やかに通報する。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ防止対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ防止対策委員会を開き、調査の方針について決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が県教育委員会へ直ちに報告する。

- 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ防止対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任する。
- 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ防止対策委員会で決定する。
- 事実関係が把握された時点で、教育委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
- いじめ防止対策委員会の委員や年次職員と連携して組織的な対応に努める。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していく。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

オ 関係機関への報告

- 校長は県教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対する。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

(3) インターネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
(家庭内ルールの作成など)
- 教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- 生徒を対象とした講演会等で、ネット社会についての講話（防犯）を実施する。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- インターネットやSNSなどによる潜在化したいじめの問題や性的被害に関して、学校と警察が役割分担の明確化をおこない、情報交換や相互理解を図りながら実効性のある連携を目指し取り組む。

- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聴き取り等の調査・生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害生徒の意向を尊重するとともに、被害生徒及びその保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ生徒（加害生徒）への対応については、必要に応じて、警察署や外部機関等と連携して対応する。

- (3) 情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(5) 生徒会活動の活性化

生徒が中心となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、生徒同士で悩みを聞き合う活動など、いじめ防止に関する取組を充実させる。

(6) いのちを大切にする教育の充実

新型コロナウイルス感染症の影響により、不安な気持ちを抱き学校生活を送る生徒に対応するための教育相談週間やアンケート等の実施。また、「いのちを大切にする教育」を浸透させるための研修会等の実施を行う。

教職員、生徒、保護者、関連機関・団体、地域住民等が一体となり、不当な差別、偏見、いじめ等についてもお互いに連携し、支援策及び一人一人の意識を高め、理解を深めるための啓発活動を推進する。

(7) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校運営協議会委員、地域との連携促進によって、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

また、保護者は効果的フィルタリングの設定や生徒のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じたインターネット利用を管理する（「ペアレンタルコントロール」）の推進に努める。

(8) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応を図る。

① 教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

- ② 警察との連携
 - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 教育相談体制の充実
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）
 - ・宮崎県北部福祉こどもセンターの活用
 - ・家庭の養育に関する指導・助言
 - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
 - ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力する。
 - 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の商品を奪い取られた場合など
 - 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適宜・適切な方法で説明する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。

第4 いじめや性被害に関して悩んでいる、話を聞いてほしいときの相談窓口一覧

相談窓口名称	所管等	電話番号	受付	概要
24時間子供SOSダイヤル	文部科学省	0120-0-78310	24時間 年中無休	子供たちが24時間いじめ等の悩みを相談できる、全国統一ダイヤル。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日18:30 ～17:15	いじめ・体罰等の人権問題について、子供や周囲の大人が法務局職員・人権擁護委員に相談できる電話窓口。
いのちの電話	一般社団法人 日本いのちの 電話連盟	0570-783-556	毎日10:00 ～22:00	相談員に電話・メールで悩みを相談できる窓口。
チャイルドライン	NPO法人 チャイルドライン 支援センター	0120-99-7777	毎日16:00 ～21:00	18歳までの子供が電話・チャットで悩みを相談できる窓口。
よりそいホットライン	一般社団法人 社会的包摂サ ポートセンタ ー	0120-279-338	24時間 年中無休	相談員に電話・SNS等で悩みを相談できる窓口。
児童相談所虐待 対応ダイヤル「189」	厚生労働省	189 (いちはやく)	24時間	虐待の疑いがある時などに、児童相談所に通告・相談できる全国統一ダイヤル。
ふれあいコール	宮崎県教育 研修センター	0985-38-3765 0985-31-5562	毎日08:30 ～21:00 (祝日、年末 年始を除く)	内容について、不登校・いじめ・子育て発達障がい等・発達や就学・学業・進路・しつけ等を相談できる窓口。(面談も可)
さぼーとねっと 宮崎 性暴力被害相談電話	性暴力被害者 支援センター	0985-38-8300	月～金 10:00 ～16:00 (祝日、年末 年始を除く)	宮崎県が性暴力被害にあわれた方やその家族のために開設した相談窓口です。女性相談員が対応します。
NPO法人 ぱっぷす	特定非営利活動 法人ぱっぷす	050-3177-5432	24時間	AV業界や性産業に関わって困っている方、リベンジポルノ、盗撮、児童ポルノ等の相談や支援を行っている団体です。